

第1部

第1次久米島町国土利用計画

1. 町土の利用に関する基本構想

(1) 町土利用の基本方針

久米島町は沖縄本島那覇市から西方約 100 kmの東シナ海に位置する離島で、久米島本島及び奥武島やオーハ島の有人島、並びに硫黄島などの無人島から構成されています。

本町の地勢をみると、北部には大岳（標高 230m）や宇江城岳（標高 309m）、南部にはアーラ岳（標高 287m）を中心とする山地が連なり、南西海岸は緩やかな砂丘海岸が広がるとともに、北西海岸には発達した珊瑚礁が延び、島を取り囲むように内海を形成しています。また、南東海岸部は美しい海浜地帯となっています。

本町は山地や平野及び海岸域ともに豊かな自然環境に恵まれ、さらに、ほぼ全域が県立自然公園に指定されています。特に海岸域は、珊瑚礁に白浜の広がる「はての浜」がダイビングスポットとなっているほか、島唯一のサンセットビーチである「シンリ浜」や平成 8 年に日本の渚・百選に選定された「イーフビーチ」もあり、沖縄県内でもとりわけ美しい自然景観を有する海浜地域として知られています。

本町の中央部は平野ですが、北側および南側の地域は山地や丘陵地帯となっています。山林地域は、本町の生活を支える水源地域であり、豊かな植生によって地下水の涵養に役立っています。特に、「宇江城岳」周辺は、国内希少野生動植物種及び県指定天然記念物のキクザトサワヘビの生息地等保護区、並びに県立自然公園第 1 種特別地域に指定されています。

同様に南側は、島尻地区の「アーラ岳」を中心に丘陵地が海浜部に迫る地形を成しています。北側山林地域に比較して険しい地形となっており、オカヤドカリ（国指定天然記念物）やリュウキュウヤマガメ（国指定天然記念物、絶滅危惧 IB 類）等の貴重種が生息及び生育する豊かな自然環境となっています。

なお、文化面では、離島という特異な歴史風土に支えられ多様な文化を先人から受け継いでおり、国指定重要文化財の「上江洲家」をはじめ、国指定の城跡や貝塚などの指定文化財も多く分布しています。さらに、生活に密着した伝統行事や芸能等も盛んであります。

また、本町の東海岸域はリーフの外側が間近に海溝となり、海洋深層水が環流していることから、平成 12 年には県立の「沖縄県海洋深層水研究所」が開設されています。さらに、亀の甲羅型をした県指定天然記念物の「疊石」が分布する「奥武島」には、ウミガメの産卵場所にちなんだ「久米島ウミガメ館」や海洋深層水を利用した温浴施設「バーデハウス久米島」があります。

本町の総面積は 6,350ha で、沖縄県内で 8 番目に大きい自治体となっています。平成 22 年における町土の地目別面積割合は、農用地 31.6%、森林 30.4%、原野 12.5%、水面・河川・水路 2.2%、道路 6.3%、宅地(住宅地、工業用地、その他の宅地)3.3%、公共・公益施設用地などを含むその他用地 3.7% となっています。

本町の総人口は、平成 17 年度国勢調査時で 9,177 人、世帯数は 3,483 戸となっています。15 歳未満の若年者比率は、17.2% であるのに対し、65 歳以上の高齢者比率は 24.0% に達し、高齢社会が進行しています。なお、総人口が減少しているのにもかかわらず、世帯数の増加が見られており、今後、本町では「核家族化」や「分家」による世帯分離がさらに進むものと考えられます。

本町は、平成 16 年 9 月に策定した「久米島町総合計画」において、本町の将来像を、「**豊麗のしまー久米島**」と定めました。そして、将来像に基づく 5 つの柱となる基本コンセプトを、

- ① ホタル飛び交う麗しのしま
- ② 活気みなぎる創業のしま
- ③ 安らぎに満ちた健やかなしま
- ④ 薫り立つ文化を創るしま
- ⑤ 個性輝き夢追う人を育むしま

として施策大綱を示しています。

本計画においても本町のマスターplan である久米島町総合計画に即して、将来像を実現すべく実効性の高い計画内容とし、町土の有効利用のための指針づくりに努めるものと致します。

以上のことから、町土利用の基本方針を次のように定めます。

- ① 公共の福祉優先の原則に立ち、自然環境や経済、社会、文化などの諸条件に配慮しつつ土地利用の適正化を図ります。
- ② 産業の成長に必要となる用地を確保するとともに、社会基盤や施設整備に努めます。
- ③ 快適な町民生活に資するため、住宅地を確保するとともに、公共施設や生活関連施設の整備、集落景観の保全等、生活環境の向上に努めます。
- ④ 農用地に関しては、農業振興地域の農用地区域内農用地の保全と活用を図るとともに、耕作放棄地の解消に努めます。なお、非農業的土地需要の高まりに対しては極力「農用地区域」外への誘導を図り、農業的土地利用との調整に努めます。

- ⑤ 豊かな自然環境や史跡及び文化財を保全並びに復元するとともに、その利活用を図ります。
- ⑥ 町民生活の安全性を確保するため、防風や防災林の保全と造成、避難場所となるオープンスペースや施設の確保を図るとともに、危険地帯周辺の土地利用に十分配慮します。
- ⑦ 町民の自然環境や生活環境に対する意識や動向、並びに産業経済活動などの広範囲な視点を反映させるため、「用域区分」の概念を導入し、より長期的な視点に立脚した土地利用計画の策定に努めます(31 頁参照)。

(2) 利用区分別の町土利用の基本方向

① 農用地

優良農用地については、生産性の高い農業の確立に不可欠であるため、その確保を図るとともに有効利用を促進します。また、耕作放棄地などの低利用農用地等については、農地としての利活用を促します。利活用にあたっては、農地からの赤土等流出防止に努めるなど、環境保全に配慮した利用を図ります。

なお、公共施設用地や宅地、その他の土地利用への転換に際しては、極力「農用地区域」外への誘導を図るとともに、農業的土地区画整理事業との調整を行うものとします。

② 森林

森林については、町土並びに自然環境の保全、水源涵養等の公益的機能を総合的に発揮できるように地域の実情に即して必要な森林の整備を図ります。

また、農用地周辺の林地については防風・防潮林として整備を促進し、集落域においては緑地の整備に努めます。

③ 原野

原野のうち、自然景観に恵まれている地域や野生鳥獣の生息域等、貴重な自然環境を形成している地域については、生態系及び景観維持の観点から、その保全を図ります。その他の原野については、環境保全に十分配慮しつつ、必要であれば農用地や森林等への転換を促し、その適正な利用を図ります。

④ 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、自然環境の保全に配慮しつつ、安全性の向上

に努めるとともに、水資源や農業用水の開発、並びに農業用排水路の整備等に必要な用地の確保を図ります。

⑤ 道路

道路のうち、一般道路については、町土の有効利用及び良好な生活・生産基盤に資するために必要な用地の確保を図ります。農林道については、農林業の生産性向上並びに農用地及び森林の適正な管理を図るため必要な用地の確保を図ります。なお、これらの道路整備にあたっては、自然環境並びに史跡や文化的景観の保全に十分配慮します。

⑥ 宅地

住宅地については、世帯数の増加に対応しつつ、望ましい居住水準の確保を目標として、生活関連施設の整備に配慮しながら必要な用地の確保を図ります。

また、工業用地やその他の宅地用地については、海洋深層水関連産業や観光産業の成長に伴う需要が見込まれるため、周辺の環境保全に配慮しつつ用地の確保を図ります。

⑦ その他

公共・公益施設については、町民生活上、重要な機能を果たすものであり、行政需要の増大と多様化に対応しつつ、環境保全に配慮して必要な用地の確保を図ります。

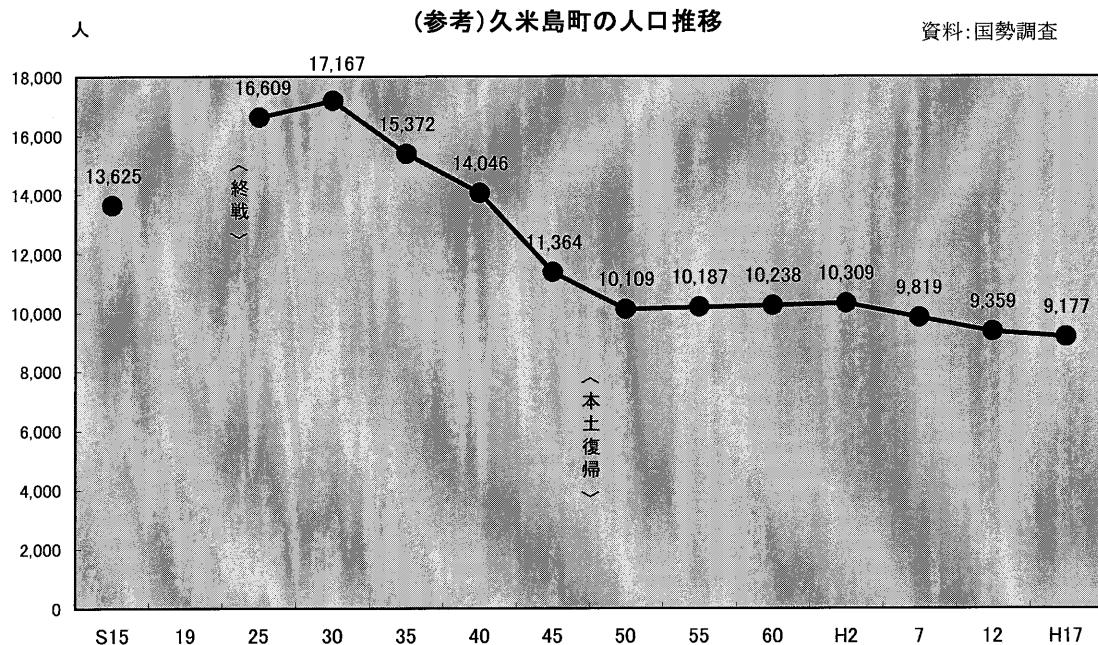
また、レクリエーション用地については、余暇需要の増大に伴う観光産業やレクリエーション産業の成長が予測されるため、環境保全と地域振興等を総合的に勘案して計画的な整備を進めます。墓地については、町の「墓地計画」に則り集約化に努めます。

なお、開発にあたっては、かけがえのない貴重な資源として自然環境や景観の保全に十分配慮し、必要な対策を講じるものと致します。

2. 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 及びその地域別の概要

(1) 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

- ① 基準年次を平成 22 年(2010 年)とし、計画の目標年次は平成 32 年(2020 年)とします。
- ② 町土の利用に関して前提となる人口と世帯数については、平成 32 年において、それぞれ 10,000 人、4,368 戸に達するものと想定します(27 頁参照)。
- ③ 町土の利用区分は、「農用地」「森林」「原野」「水面・河川・水路」「道路」「宅地」「その他」とします(15 頁参照)。
- ④ 町土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の町土利用の現況と変化に関する調査に基づき、将来人口等を前提とし、各種計画の動向を考慮しながら、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い定めるものとします(28 頁参照)。
- ⑤ 平成 32 年における町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標は、別表の通りであります。なお、以下の数値は、今後の社会経済の変動等に鑑み、弾力的に運用するものとします。



●町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

単位：ha、%

現況地目区分	現 態 (平成22年:2010年)		目 標 (平成32年:2020年)		増減 面積	増減 比率
	実 数	構成比	実 数	構成比		
①農用地	2,008.5	31.6	1,956.0	30.8	△ 52.6	△ 2.6
農地	2,008.5	31.6	1,956.0	30.8	△ 52.6	△ 2.6
採草放牧地	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-
②森林	1,931.9	30.4	1,877.2	29.6	△ 54.8	△ 2.8
③原 野	791.1	12.5	778.0	12.3	△ 13.1	△ 1.7
④水面・河川・水路	142.3	2.2	142.3	2.2	0.0	0.0
水面(沼、ため池等)	125.4	2.0	125.4	2.0	0.0	0.0
河川、水路	16.9	0.3	16.9	0.3	0.0	0.0
⑤道 路	401.5	6.3	401.4	6.3	△ 0.2	△ 0.0
一般道	285.3	4.5	285.3	4.5	0.0	0.0
農道	116.2	1.8	116.0	1.8	△ 0.2	△ 0.2
⑥宅 地	207.5	3.3	234.0	3.7	26.5	12.8
住宅地	162.6	2.6	182.8	2.9	20.2	12.4
工業用地	33.5	0.5	38.1	0.6	4.6	13.7
その他の宅地	11.4	0.2	13.1	0.2	1.7	15.1
⑦その他	867.2	13.7	961.3	15.1	94.0	10.8
公共・公益施設	196.9	3.1	198.4	3.1	1.5	0.8
リゾート関連施設	10.4	0.2	105.1	1.7	94.7	909.9
墓地	40.7	0.6	42.1	0.7	1.4	3.4
その他	619.3	9.8	615.7	9.7	△ 3.6	△ 0.6
合 計	6,350	100.0	6,350	100.0	△ 0.1	△ 0.0

注1：面積の集計はm²単位で行い、ha単位で表記しているため、計や構成比が表記上の数値による計算値と必ずしも一致しない。

注2：公図上の{有地番面積+無地番面積(道路、河川、埋立地…空港)}の集計である。

注3：ただし、合計欄のその他及び合計は、硫黄島の面積250ha、無地番面積223.4haを含む。

・現況：参考付図「久米島町国土利用現況図」参照

・目標：参考付図「久米島町国土利用構想図」参照

(2) 地域別の概要

地域区分については、自然や経済及び社会環境等の諸条件を勘案し、本町を北部、東部、南部、西部の4地区に区分します。

■地区別の人団と世帯数

単位:人、世帯

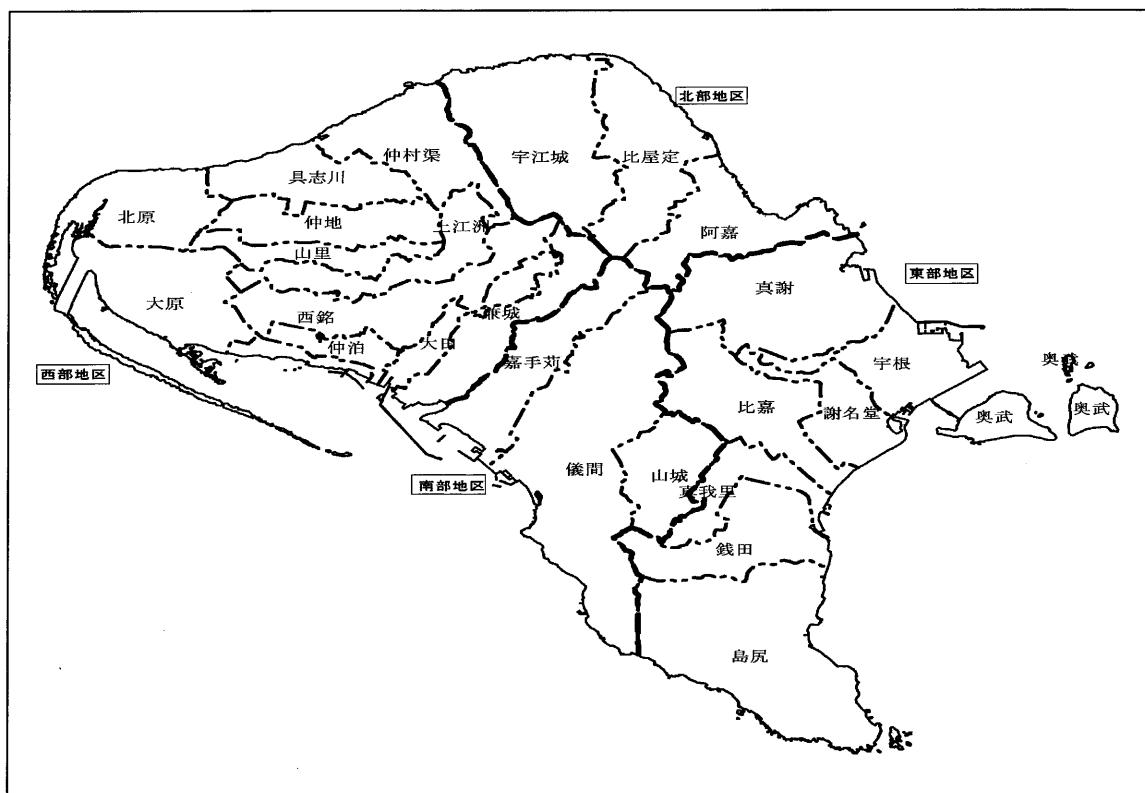
地区名	該当字名(行政区)	現況(平成22年:9月末日)				推計(平成32年)			
		人口	構成比	世帯数	1世帯当たり人口	人口	構成比	世帯数	1世帯当たり人口
①北部地区	宇江城、比屋定、上阿嘉、下阿嘉	500	5.8	229	2.18	567	5.7	253	2.24
	(増減数)					(67)		(24)	
②東部地区	真謝、宇根、真泊、東奥武、西奥武、泊、謝名堂、比嘉、イーフ、真我里、錢田、島尻	3,180	36.7	1,440	2.21	3,845	38.5	1,683	2.28
	(増減数)					(665)		(243)	
③南部地区	山城、儀間、嘉手苅	1,378	15.9	654	2.11	1,578	15.8	727	2.17
	(増減数)					(200)		(73)	
④西部地区	仲村渠、具志川、仲地、山里、上江洲、西銘、久間地、大原、北原、鳥島、仲泊、大田、兼城	3,612	41.7	1,559	2.32	4,011	40.1	1,705	2.35
	(増減数)					(399)		(146)	
合計	—	8,670	100.0	3,882	2.23	10,000	100.0	4,368	2.29
	(増減数)					(1,330)		(486)	

※地区別人口推計等の考え方

資料:住民基本台帳

地区別の人団や世帯数の推計に当っては、今後の産業活動などの動向等を勘案するものとします。すなわち、総人口や総世帯数の平成32年までの増加数のうち、50%を東部地区に、30%を西部地区に、15%を南部地区に、5%を北部地区に配分し算出するものとします。

■地区区分図



① 北部地区

本地区は本町の北部に位置し、宇江城、比屋定、上阿嘉、下阿嘉の4字(行政区)からなり、平成22年9月末の人口は500人(町全体の5.8%、以下同じ)、世帯数は229戸であります。

本地区的地形は、丘陵地や山地が多く、重要な水源地帯となっています。名勝や史跡も多く、特に、本町で最も高い宇江城岳の山頂にある宇江城城跡は、久米島の歴史を物語る重要なグスク跡で、国指定史跡となっています。また、宇江城岳周辺は、「久米島の渓流・湿地」としてラムサール条約湿地に登録されるとともに、国内希少野生動植物のキクザトサワヘビの生息地等保護区及び県立自然公園第1種に指定されているほか、鳥獣保護区にもなっています。

本地区的農業は生産基盤整備などにより、一戸当たりの農用地面積は大きく、さとうきびや肉用牛等の生産振興が図られてきました。しかし、近年では、山間部において、耕作放棄地が目立ってきており、その有効活用が求められています。

本地区における土地利用の目標は、次の通りとします。

- (ア) 優良農用地は農地としての保全及び活用を図ります。なお、耕作放棄地などの低利用農用地は農地への再生を促すとともに、他用途への転換については、極力「農用地区域」外への誘導に努めます。
 - (イ) 水源涵養林の植栽などを促進し、地下水脈やダムにおける水資源確保に努めます。
 - (ウ) キクザトサワヘビの生息地等保護区や鳥獣保護区、並びに県立自然公園第1種指定地域を中心に自然環境や動植物の保全や保護を図ります。
 - (エ) 住宅地については、住環境を考慮し、既存集落周辺を中心に用地整備を図ります。また、工場用地については、業務拡張用地の確保に努めます。
- ・本地区的目標年次(平成32年)における人口と世帯数は、それぞれ567人(5.7%)、253戸と想定します。

② 東部地区

本地区は本町の東部に位置し、真謝、宇根、真泊、東奥武、西奥武、泊、謝名堂、比嘉、イーフ、真我里、銭田、島尻の12字(行政区)からなり、平成22年9月末の人口は3,180人(36.7%)、世帯数は1,440戸であります。

本地区北側の真謝や南側の島尻方面には、山地や丘陵地が分布していますが、中央部の謝名堂及び比嘉方面は、平地が広がっています。

本地区の真謝や宇根は、琉球王朝時代から続く古い集落で、仲里間切蔵元跡や天后宮等の貴重な文化財や伝統的集落景観が残されています。また、伝統工芸品である久米島紬の後継者育成を目的とした「久米島紬ユイマール館」、並びに海洋深層水の清浄性・富栄養性・低温性などの特徴を活かして、農業や水産業及び他の産業部門での有効利用の研究を目的とした「沖縄県海洋深層水研究所」が立地しています。

謝名堂及び比嘉集落は、役場などの公共施設や商業施設の集積が多く、良好な居住環境を有しているため、近年、世帯数だけでなく人口も増加する傾向にあります。

奥武島には貴重な自然遺産である「畳石」が分布するとともに、ウミガメの産卵場所にちなんで建設された「久米島ウミガメ館」や海洋深層水を複合利用した温浴施設「バーデハウス久米島」が立地しています。

また、「日本の渚・百選」にも選出されたイーフビーチの背後地には、リゾートホテルが立地するとともに、近年、ダイビング客などが利用する民宿や飲食店も増加しており、本町の観光地及び商店街として発展を遂げています。

本地区の農業は生産基盤整備が進むとともに、さとうきび生産が多く、農業生産性の高い地域となっています。なお、本地区は住宅用地や商業用地、公共施設用地、リゾート観光用地など様々な用途の土地需要が見込まれ、地域環境に配慮した土地利用を図る必要があります。

本地区における土地利用の目標は、次の通りとします。

- (ア) 基盤整備された農地などの優良農用地は、農地としての保全及び活用を図ります。なお、耕作放棄地などは農地への再生を促すとともに、他用途への転換については、極力「農用地区域」外への誘導に努めます。
- (イ) 本地区は、商工業や観光産業の振興、並びに分家などによる住宅需要が見込まれるため、文化財や集落景観に配慮した住宅地の確保とともに、歴史的たずまいの保全策を展開しながら、特色ある町並みの形成に努めます。
- (ウ) 「海洋深層水」は、農水産業はもちろん他の第2次産業での活用範囲が広いことから、新規企業の誘致を目指した工業用地の確保を推進します。
- (エ) 奥武島をはじめイーフビーチ周辺は、本町観光リゾート産業の集積地であり、今後も「イーフ観光リゾート地域」として位置づけ、産業基盤整備を推進するとともに、事業所用地の確保に努めます。
- (オ) 行政サービスの充実を図るため、文教施設や福祉施設の整備に資する公共施設用地の確保を図ります。
- (カ) 島尻方面の丘陵地においては、リゾート産業の誘致が見込まれるため、その用地確保に努めます。

- ・本地区の目標年次(平成 32 年)における人口と世帯数は、それぞれ 3,845 人(38.5%)、1,683 戸と想定します。

③ 南部地区

本地区は本町の南部に位置し、山城、儀間、嘉手苅の 3 字(行政区)からなり、平成 22 年 9 月末の人口は 1,378 人(15.9%)、世帯数は 654 戸であります。

本地区の地形は、儀間や嘉手苅の海岸側には平地が分布していますが、内陸部は台地や丘陵地となっています。

本地区は本町の中央部に位置しているため、高校や消防本部、並びに公立久米島病院及び久米島博物館など公共公益施設が集積しています。また、内陸部に位置する山城集落の南側丘陵地は、中央平地やはての浜を一望できる景勝地で、陶器工房などが立地しています。

本地区の農業は、基盤整備が行われ、健全な発展が図られてきました。しかし、近年、傾斜地や山間農地において耕作放棄地などの低利用農地が増えてきており、その対策が必要になってきています

本地区における土地利用の目標は、次の通りとします。

- (ア) 基盤整備された農地などの優良農用地は、農地としての保全及び活用を図ります。なお、耕作放棄地などは農地への再生を促すとともに、他用途への転換については、極力「農用地区域」外への誘導に努めます。また、丘陵斜面や谷間などでは、地形的な特性を勘案した山地にも適する農業の推進に努めます。
 - (イ) 本地区でも世帯増加などによる住宅地需要が見込まれるため、既存集落周辺に住宅用地の確保を図ります。
 - (ウ) 山城集落南側丘陵地は、陶器などの工房や喫茶店などを中心とした「山城文化村」を構想するとともに、島外から移住を希望する芸術関係者に提供できる事業所用地の確保に努めます。
- ・本地区の目標年次(平成 32 年)における人口と世帯数は、それぞれ 1,578 人(15.8%)、727 戸と想定します。

④ 西部地区

本地区は本町の西部に位置し、仲村渠、具志川、仲地、山里、上江洲、西銘、久間地、大原、北原、鳥島、仲泊、大田、兼城の 13 字(行政区)からなり、平成 22 年 9 月末の人口は 3,612 人(41.7%)、世帯数は 1,559 戸であります。

本地区的地形をみると、海岸近くは平地が分布していますが、中央部は台地、北側と東側は丘陵地と山地が広く分布しています。本地区には空港と港湾が整備され、本町における空と海の玄関口となっています。そのため、大田や仲泊、鳥島集落の県道沿いには住宅や店舗及び事業所などが集積しています。

本地区には国指定文化財に指定されている上江洲家(重要文化財)や具志川城跡(史跡)、久米の五枝の松(天然記念物)をはじめミーフガーなど名勝や貴重な自然遺産が多く残っています。また、五枝の松付近の小川はクメジマボタルの生息域となっております。その他、平成14年度に完成したホタルドームを中心に多目的グラウンドや野球場などを併設した「総合運動公園」が整備されています。なお、南側海岸部にはシンリ浜が続き、リゾートホテルも立地しています。

本地区的農業は、中央台地から西側に緩やかに傾斜する地域に農用地が広がり、土地改良事業などの基盤整備が行われるとともに、さとうきびや葉たばこなどの生産が推進され、地域農業の健全な発展が図られてきました。しかし、近年、傾斜地や山間農地において耕作放棄地などの低利用農地が増えており、その対策が必要になってきています

本地区における土地利用の目標は、次の通りとします。

- (ア) 基盤整備された農地などの優良農用地は、農地としての保全及び活用を図ります。なお、耕作放棄地などは農地への再生を促すとともに、他用途への転換については、極力「農用地区域」外への誘導に努めます。また、丘陵斜面や谷間などでは、地形的な特性を勘案した山地にも適する農業の推進に努めます。
 - (イ) 台風などによる潮害、風害から農作物を保全するため、大原や北原地区沿岸部における防潮・防風林等の整備に努めます。
 - (ウ) 本地区は空と海の玄関口であり、商工業や観光産業の振興、並びに分家などによる住宅需要が見込まれるため、文化財や集落景観に配慮した住宅地の確保に努めます。また、県道沿線は商業地としての整備に努めます。
 - (エ) ホタルドームや多目的グラウンド及び野球場を併設した「総合運動公園」、並びに関連施設の整備に努めます。
- ・本地区的目標年次(平成32年)における人口と世帯数は、それぞれ4,011人(40.1%)、1,706戸と想定します。

3. 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

(1) 土地利用に関する法律等の適切な運用

本計画では、国土利用計画法や農業振興地域の整備に関する法律及び森林法などの土地利用関係法令の適切な運用により、土地利用の総合的な調整を行い、自然環境の保全や歴史的風土の保存とともに、居住環境の整備、農用地の調整等に配慮した計画的かつ適正な土地利用を図ります。

(2) 地域整備施策の推進

地域ごとの均衡ある発展を図るため、地域の立地条件と特性に留意して、豊かな自然環境や貴重な文化遺産及び歴史的風土の保全に充分配慮しながら、居住環境の整備や産業振興に資する必要な基盤整備の推進に努めます。

(3) 土地利用に係わる環境の保全及び安全確保

- ① 自然環境の保全や生活環境の整備、並びに歴史的風土や文化財の保存などを図るため、土地利用の規制や誘導、史跡・文化財の指定や整備等、必要な措置を講じます。
- ② 良好的な環境を確保するため、公共事業等の位置及び規模の検討段階において環境的側面の検討を行うことなどにより、適切な環境配慮を促進するとともに、開発行為については、関係法令に基づく環境影響評価の手続を図ります。また、関係法令の対象外の開発行為においても、必要に応じて環境影響評価の手続きに努めます。さらに、民間の開発行為に対しても、同様の環境配慮の促進に努めます。
- ③ 自然環境は陸から海へと連担しており、国頭マージの多く分布する陸域の農地については、漁業や海洋レクリエーション観光事業等に資する海域環境の保全を図るため、ハード及びソフト両面にわたる赤土等の流出防止対策に努めます。
- ④ 集落域における良好な生活環境を確保するため、道路や上下水道などの生活基盤とともに、公園や緑地などの整備を図ります。また、町内に残存するフクギなどのすぐれた屋敷林や並木、並びに伝統的な集落景観や文化財などの保全及び形成に努めます。
- ⑤ 町土の保全と住民の安全性確保のため、洪水や地滑り及び崖崩れ等への対策を講じるとともに、地形や水系網等の自然条件を考慮した適切な土地利用

に努めます。

- ⑥ 町土の保全と安全性の確保に寄与する森林の機能向上を図るため、保安林及び治山施設の整備を進めるとともに、森林の管理水準の向上を図ります。
- ⑦ 町土レベルでの安全性を高めるため、災害に配慮した土地利用への誘導、地域防災拠点の整備やオープンスペースの確保とともに、危険地域についての情報の周知などに努めます。
- ⑧ 二酸化炭素の吸収源となる森林や緑地の保全及び育成を図るとともに、太陽光や風力などの新エネルギーの導入などを推進し、地球温暖化対策に配慮したまちづくりに努めます。

(4) 土地利用の転換の適正化

- ① 土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに充分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況、その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行うことと致します。
- ② 農用地の利用転換については、農産物生産の確保や農業経営の安定化とともに、地域農業や地域景観に及ぼす影響に留意し、非農業的土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し、優良農地が確保されるよう充分考慮します。
- ③ 森林の利用転換については、自然環境の保全や水源涵養、防災機能など森林の果たす役割や周辺の土地利用との調和を考慮し、災害や環境悪化に対する防止策を講じつつ行うものとします。
- ④ 大規模な土地利用の転換にあたっては、地域に与える自然的及び社会的影響が大きいことから、環境への影響や周辺住民の意向を充分把握した上で、事前に関係機関との調整を図り、適正な土地利用の確保に努めます。
- ⑤ 集落域においては、必要な土地利用のまとまりを確保することなどにより、地域住民の意向に配慮しつつ、農用地や宅地等、相互の土地利用の調和を図ります。

(5) 土地の有効利用の促進

- ① 農用地については、地域の特性に即した生産組織の育成、農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、効率的かつ安定的な農業経営を営む者等へ農用地の利用集積を促進し、農用地の有効利用を図ります。

- ② 森林については、町土や自然環境の保全や防災などの機能維持を図るとともに、自然とのふれあいの場及び青少年の教育の場としての総合的な利用を促進するため、森林の保全や管理とあわせて利用施設等の整備に努めます。
- ③ 宅地のうち住宅地については、人口増加などを勘案した受給見通しに基づく計画的な宅地供給を促進するとともに、居住環境の整備を図ります。工場用地については、地場産業の育成や新規産業の誘致のために、周辺土地利用に十分配慮しつつ、拡大整備に努めます。その他の宅地については、リゾート観光産業の成長や生活様式の多様化による事務所や店舗などの増加が見込まれることから、計画的な整備を図ります。
- ④ 公共・公益施設用地については、行政サービスや教育及び社会福祉の充実に資する施設の適正配置を図るため、他の土地利用と調整しつつ用地整備に努めます。
- ⑤ レクリエーション用地については、豊かな自然環境の保全に配慮するとともに、周辺土地利用との調和を図りつつ用地確保に努めます。
- ⑥ 低未利用地のうち、耕作放棄地については町土の有効利用並びに環境保全の観点から、周辺土地利用との調整を図りつつ、農地への再生を促すとともに、地域活性化のための施設用地等、他用途への転換については、極力「農用地区域」外への誘導に努めます。

(6) 町土に関する調査の推進及び成果の普及・啓発

町土の適正な利用を図るため、必要に応じて、町土に関する調査を推進するとともに、町民の町土に対する理解を促すため調査結果の普及に努めます。